

## 母子家庭等（母子・父子・寡婦）医療費助成について

母子家庭の母親と20歳未満の児童が医療機関（病院及び薬局）で要した、医療費の自己負担分（保険適用分のみ（入院の場合保険適用分と食事代））を助成する制度です。

申請があった場合、養育状況や所得制限の審査（児童扶養手当担当者と確認）を行い、対象者には受給者証を発行しています。ただし、中学校3年生までのお子様は、お子様ひとりにつき一枚発行しています。

### 【助成の仕組み】

#### ○福井県内の医療機関にかかった場合

医療機関で健康保険証と一緒に「受給者証」を提示してください。（病院から処方箋が出た場合、薬局でも提示ください）

約2ヶ月後に指定の口座に振り込ませていただきます。

**なお、平成30年4月診療分から、中学校3年生までの子どもは、医療機関での支払いは不要となりました。（ただし、一部医療機関で使用できない場合があります）**

#### ○福井県外の医療機関にかかった場合、福井県内で受給者証を提示されなかった場合

医療機関発行の「領収証」と、受給者証、認印をご持参のうえ、市役所1階子ども未来課窓口で、申請手続きをしてください。

### 【重要】

かかった医療費が他の制度で助成（高額療養費、附加給付等）の対象になる場合、その金額を差し引いて助成しますので、その旨を必ずご連絡ください。他の制度で助成されていることがこちらで確認できる場合は、自動的に差し引き処理させていただきます。

### 【有効期限】

#### ○資格認定開始は申請月の翌月1日からです。

（例）4月中に申請された場合 → 5月1日から対象

#### ○毎年7月頃に所得の見直しがあるため、有効期限は7月31日までとなります。

ただし、有効期限内にお子様が20歳になる場合、誕生月の末日までが有効期限になります。

（扶養されているお子様全員が20歳になった時点で、親の資格も喪失となります。）

#### ○一人暮らしの寡婦の方は、75歳の誕生日の前日で資格喪失となります。

#### ○毎年更新の手続きが必要となりますので、期限切れまでに、子ども未来課から更新手続き申請の案内を送らせていただきます。

また、住所・保険証・振込口座・氏名が変更された際は子ども未来課までお知らせください。

小浜市役所 子ども未来課

母子医療費助成担当 岡本

0770-64-6013